

子育て家庭を支援するため1か月児健康診査、新生児聴覚検査に係る費用を助成します。手続きは下記のとおりです。疾病の早期発見のため、必ず受診してください。新生児聴覚検査について、令和7年4月1日以降に実施された場合上限金額が3,500円へ変更になりました。

【新生児聴覚検査】＊岐阜県内の指定医療機関で検査を受けるとき

- ①「新生児聴覚検査受診票兼結果票」を医療機関に提出し、検査を受けてください。
- ②助成額（上限1,500円または3,500円）を除いた金額を医療機関にお支払いください。

【1か月児健康診査】**【新生児聴覚検査】＊岐阜県外や市指定外の医療機関で新生児聴覚検査を受けるとき**

- ①検査等を受ける際、医療機関に「1か月児健康診査・新生児聴覚検査領収証明書」の用紙を提出し、記入して頂いてください。

※医療機関によっては、記入が困難な場合や費用が発生する場合があります。そのときは、上記用紙のかわりに1か月児健康診査料、新生児聴覚検査料を支払った領収書と明細書の原本を添付してください。

- ②「瑞浪市1か月児健康診査・新生児聴覚検査助成金交付申請書」に必要事項を記入し、①と振込先に指定した通帳またはキャッシュカードの写しを添えて、出生後6か月以内に、健康づくり課へ提出してください。母子健康手帳も一緒にお持ちください。
- ③市役所から、指定の口座に助成金（1か月児健康診査 上限4,000円、新生児聴覚検査 上限1,500円または3,500円）を振り込みます。

1 か月児健康診査・新生児聴覚検査の実施医療機関へのお願い

岐阜県瑞浪市では、1か月児健康診査や新生児聴覚検査を受診した乳児の保護者に対して、費用（1か月児健康診査 上限4,000円、新生児聴覚検査 上限1,500円または3,500円）を助成しています。

岐阜県内の委託医療機関の方へのお願い

- ・新生児聴覚検査は、新生児聴覚検査受診票兼結果票にて国保連へ請求をお願いします。
- ・1か月児健康診査は、健康診査に係る費用を領収証明書に記載し、本人にお渡しくださいますようお願いいたします。

岐阜県外の医療機関等の委託契約を締結していない医療機関の方へのお願い

- ・新生児聴覚検査、1か月児健康診査に係る費用を領収証明書に記載し、本人にお渡しくださいますようお願いいたします。

※受診者は、乳児名を記入してください。

※新生児聴覚検査は、初回の検査が対象です。また、自動聴性脳幹反応検査、耳音響放射検査などの先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査が対象となります。

※保険診療で診察した場合は対象外となります。

※ご不明な点がございましたら、下記にご連絡ください。